

2008年2月1日

国際協力銀行

総裁 田波耕治 様

(財)エンジニアリング振興協会

日本機械輸出組合

(社)日本プラント協会

(社)日本貿易会

国際金融等業務における「環境社会配慮確認のための国際協力銀行
ガイドライン」の改訂に関する要望書

我が国産業界は、かねてより国際的事業展開を行う中で環境社会配慮に最大限留意すると共に、わが国の優れた環境技術や省エネ・新エネ技術を各国に提供することによって環境の維持・改善を支援し、以って各国の持続可能な発展に寄与しているものと自負しております。

今般、貴行の国際金融等業務に係わる「環境社会配慮確認のためのガイドライン」改訂作業が開始されましたが、国際ビジネスを推進する企業の立場から、改訂に際しては特に下記の点にご配慮頂くよう要望致します。

記

1. 本年10月に(株)日本政策金融公庫に継承される国際金融等業務は、「重要資源の海外における開発及び取得」及び「我が国産業界の国際競争力の維持・向上」等を目的とした本邦企業の海外事業支援の性格を持つ業務に集約される予定であり、「環境社会配慮確認のためのガイドライン」の改訂にあたって、厳しい国際競争のなかで、我が国産業界の国際競争力を維持する上で支障とならない確認内容及び手続を確保すべきである。
特に、迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数ヶ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶこともあり得るので、留意いただきたい。

2. 本邦企業が OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるよう、「環境社会配慮確認のためのガイドライン」の改訂においては、OECD の環境コモンアプローチを基準として、貴行と同様の機能をもつ OECD 加盟国の公的機関との比較において同水準の確認内容・手続とし Equal Footing の原則を確保すべきである。
3. 「国際金融等業務」は商業ベースで実施されることから、情報公開においては、商業上の守秘義務を考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障をきたさないような確認内容・手順を確保することが重要である。
4. 「国際金融等業務」においては、環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、貴行はバイの公的与信機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要である。

以 上